

九都県市廃棄物問題検討委員会 座談会

“お店の裏側”に自信ありますか？ あなたのお店も産業廃棄物を出しています

九都県市の調査により、「飲食店、宿泊業」と「卸売・小売業」に対し、廃棄物の適正処理に関わる重点的な普及啓発が必要との結果が報告されたことを踏まえ、排出事業者や廃棄物処理業者による座談会を開き、廃棄物処理の実際や現実的な適正処理の推進策を議論した。

「産業廃棄物を出している」

意識が希薄

司会 九都県市の調査で「飲食店、宿泊業」は、産業廃棄物の処理責任を「認識している・ある程度認識している」が85.9%もあるのに、産業廃棄物^{注1}と事業系一般廃棄物^{注2}の区分を「あまり知らない・全く知らない」が39.4%にのぼります。この「落差」をどう考えればよいでしょうか。

加藤 東京都産業廃棄物協会多摩支部が多摩地区の商工会議所で廃棄物適正処理の講習会をやりました。終了後、参加した約100社にアンケートをとったところ、「マニフェスト^{注3}を売っているところを知りたい」というのが一番多かった。実際に産業廃棄物を出しているながら、「マニフェストを買ったことがない」「処理業者に任せている」ところがほとんど。これが実態だと思います。

二木 大手企業の場合は、組織として適正な処理をしなくてはならないことを理解した上で、現場で講習会を開くなどスタッフの方をきちんと教育しています。

講習会では、「家庭と会社ではゴミの名称も分別の仕方も違う」ことをまず説明します。家庭には産業廃棄物はありませんが、会社の廃棄物として出る廃プラスチックは、産業廃棄物となります。排出時にマニフェストが必要だということも知らない



排出事業者
株式会社ニューオータニ
(東京都千代田区)

ファンリテイ
マネージメント部
課長
熊木 義男氏

スタッフの方も多いと思います。

小松 実際に産業廃棄物を出しているのに、「自分のところでは事業系一般廃棄物だけだ」と考えていることが多い。年々、厳しくなる法規制を経営者がフォローしきれていないためです。しかし、小さな飲食店や会社でも産業廃棄物は必ず出しているわけで、経営者はそれを認識して、適正に処理する責任があります。

処理業者と長期的信頼関係 適正なコストの負担も大切

司会 産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際の選定ポイントはどんなことでしょうか。

中山 お店のオーナーさんには、「廃棄物処理法で排出事業者責任が定められている。自ら処理するのは難しいので、他の信用できる処理業者をお願いする。頼んだ処理業者が不適正な処理をしないように、契約書を取り交わし、お店からの運搬や処分はマニフェストで管理する」と説明しています。

処理業者は、国の「優良産廃処理業者認定制度」や東京都の「産廃エキスパート」「産廃プロフェッショナル」といった制度で認定されていたり、実績のある会社を選ぶようにと勧めています。

また、「とにかく安い」という会社は避けることも大切です。処理には一定の費用がかかります。

ます。複数の会社から見積もりをとり、適正なコストを見極めて、長くつきあえる処理業者を選ぶようにとアドバイスしています。

熊本 委託基準^{注4}の順守を前提に、産業廃棄物処理業許可証の提示を求め、その有効期限を確認し、収集運搬では排出先の許可を確認するなど、互いにきちんと情報交換して、長年にわたる信頼関係を築くことができる処理業者を選ぶことが大切です。

社員教育を何度も繰り返し 廃棄物処理の大切さを浸透

司会 中小規模の飲食店、宿泊業、卸売・小売業が適正処理に踏み出すために、大切なことは何でしょうか。

中山 コストの問題と、適正処理を分けて考える必要があります。社会の一員として、法律は絶対に守らなければいけません。しかし、最初から厳密に守るのは確かに大変です。実は、モスバーガーも十数年前は不十分な面があり、毎年、加盟店や社員への教育を継続して実施することで、廃棄物処理の重要性を認識できるようになりました。

法律を守ることは、自分たちのお店をよくすることにつながり、地域や顧客から信頼されます。また、“お店の裏側”から見ると、産業廃棄物処理を含めて、そのお店の管理状態がよく分かります。裏側を管理で



排出事業者
株式会社
モスフードサービス
(東京都品川区)

CSR推進室
社会環境グループ
リーダー
中山 卓三氏



処理業者
加藤商事株式会社
(東京都東村山市)

代表取締役社長
加藤 宣行氏

注1) 産業廃棄物とは：お店や会社が事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物のこと。飲食店の場合、廃油、廃プラスチック、業務用ペーパー、ガラスびん、木炭などの燃えがらなどが産業廃棄物となる。

注2) 事業系一般廃棄物とは：一般的には、お店や会社の事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のもの。飲食店の場合、食品残さ(生ゴミ)は事業系一般廃棄物となる。

排出事業者(企業)の責任

(産業廃棄物処理法が排出事業者に求めていること)

1. 自らの責任において、廃棄物を適正に処理しなければならない
2. 産業廃棄物の運搬や処分を委託する場合は、書面で契約を交わし、マニフェストを交付しなければならない

※ この他にも、廃棄物の減量に努めなければならない等の責任がある。



処理業者
大谷清運株式会社
(東京都葛飾区)

代表取締役社長
二木 玲子氏

きていないお店は、短期的には売り上げが上がっても、長期的には何らかの弱さを持っています。

お店が地域で長期にわたり、顧客の信頼を得て商売をしていくには、「お店の裏側」をきちんとマネジメントしていくことも大切です。

熊本 ニューオータニでは1200人の従業員と、外資系企業も含めた200社のテナントに、「(廃棄物の)40項目による分別」を伝え続けてきました。40項目の分別を色分けし、それをポスターにして張り出し、ゴミ箱も色分けして、分別シールを張ることで、皆さんきちんと分別してくれます。

分別を指示するだけでなく、分かりやすく分別する方法を示さないと、「どうすればよいのか」となって、行動につながりません。具体的な方法を示し、それを分かりやすく伝えていくことが大切です。1回の講習会

だけでは理解は進まないで、毎年、繰り返し実施しています。

アルバイトがよく入れ替わる飲食店などの小さなテナントでは教育も大変で、つい分別をやらなくなってしまいがちです。しかし、私たちのやり方は「この色分けで分別して、ゴミ箱に入れてください」というだけ。非常にシンプルで、誰でも分かります。その結果、ゴミの減量にもなり、事業系一般廃棄物と産業廃棄物が混ざることがなくなります。

地域や専門家の助けを借りて 適正処理に取り組む

司会 処理業者の皆さんはどうお考えですか。
加藤 ステップを踏んで改善していくことを提案します。第1段階は、排出ルールの周知徹底。中小規模のお店や会社は適正処理について学ぶ機会が少ないので、保健所や商工会議所、青色申告会など、経営者な



コンサルタント
株式会社
サティスファクトリー
インターナショナル
(東京都中央区)

代表取締役社長
小松 武司氏

ら誰もが関わる団体が周知するのはどうでしょうか。第2段階は、飲食店などの営業許可申請の際に、産業廃棄物の適正処理の報告を求めること。第3段階は、法令の見直しを含めた行政の取り組み。食品工場から出る大量の原料くずと、飲食店から出る少量のゴミが同じ産業廃棄物扱いになると、どちらもマニフェストを交付しなければなりません。飲食店から出る少量の廃棄物の場合、手間もかからず、より合理的な形で処理できるような知恵が求められていると思います。

二木 適正処理の基本は、一人ひとりの手元分別です。後工程で分別しようと思っても、絶対に無理です。最初に、分別数だけ容器を用意して、手放す瞬間に適正に処理することが最も重要です。このルールをきちんと知らせるために、行政などが分別チャートを配布して、周知徹底するとともに、処理業者もそれに沿って教育したり、アドバイスできるようにするとよいのでは。
小松 お店の場合、地域社会での情報発信が大変重要です。高い倫理観を持って、誠実に行動することが、地域で生き残る会社のベースになります。廃棄物の適正処理は法律を守るだけでなく、美しい環境を次世代に残そうという高い倫理観に基づいた行動だという意識を持つことです。その上で、実際の処理は、地域の人たちや同じように悩んでいる他店の声を聞いたり、専門的な事業者のアドバイスを受け、適正な処理を実現していくことが大切です。

九都県市廃棄物問題検討委員会

「廃棄物適正処理」への心得5カ条

1. 自分のお店や会社も「産業廃棄物」を出している
2. 処理業者は、長くつきあえる会社を選ぼう
3. 廃棄物で困ったら、行政や地域の人と話をしてみよう
4. お客様にもしっかり情報発信しよう
5. 従業員やアルバイトが胸を張れるお店や会社にしていこう

【九都県市廃棄物問題検討委員会】

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市による九都県市首脳会議の相模として、廃棄物担当部局長を委員として構成されており、九都県市における深刻な廃棄物問題を解決するためのシステムづくりや事業者、住民への啓発を行っています。

【九都県市排出事業者意識等調査】

廃棄物問題検討委員会が2010年に実施したアンケート調査。排出事業者が産業廃棄物を排出するに当たっての意識や、適正処理を阻害する要因の実情等を把握し、今後、排出事業者に対する効果的な普及啓発の方法を検討するための基礎資料を得ることを目的に実施。調査結果は <http://www.ie-square.jp/index.html> のデータライブラリーに公開。

注3) マニフェストとは：産業廃棄物管理票のことで、排出事業者が産業廃棄物の処理状況を確認するための複写式の伝票。排出事業者から処理業者へ、産業廃棄物の流れに合わせて移動し、処理の各工程が終了するごとに排出事業者に写しが戻り、適正処理が確認できる仕組みになっている。産業廃棄物協会等で購入できる。
注4) 委託基準とは：産業廃棄物の排出事業者は、処理を他人に委託する際、処理を行う処理業者と事前に、どんな種類の産業廃棄物、どの程度の量を排出し、どのような処理を委託するのかといった内容を明らかにして書面で契約を締結する必要がある。

「日経レストラン」2011年11月号より

〈この項の問い合わせ先〉
環境局廃棄物対策部 産業廃棄物対策課
電話 03-5388-3586